

第13期第1回道北連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年5月27日(火) 14時00分から14時20分まで
- 2 開催場所 札幌市 第2水産ビル4階4S会議室
- 3 出席委員 奈良 満 石田 和夫 相内 宏行
 松尾 英二 丹野 雅彦
- 4 欠席委員 山田 勝行 神田 浩史 川内谷 藤一 布施 利彦
- 5 臨席者 水産林務部水産局漁業管理係 課長 物見文雄
 水産林務部水産局漁業管理係 主幹 池田聖治
 水産林務部水産局漁業管理係 課長補佐 大津康義
 水産林務部水産局漁業管理係 係長 藤原智史
 水産林務部水産局漁業管理係 主任 西田策紀
 水産林務部水産局漁業管理係 主任 西田至
- 6 事務局 宗谷海区漁業調整委員会 事務局長 辻 宏幸
 宗谷海区漁業調整委員会 専門主任 藤木亜季
 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 中山威尉
 石狩後志海区漁業調整委員会 主事 小林千紗
 留萌海区漁業調整委員会 事務局長 武田健太郎
 留萌海区漁業調整委員会 主任 大川 梓
- 7 議案事項 議案第1号 会長の選出について
 議案第2号 副会長の選出について
- 8 報告事項 (1) 道北連合海区漁業調整委員会規程等について
- 9 その他

【議事の概要】

池田主幹	ただ今から、第13期第1回道北連合海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたり、漁業管理課長 物見課長から、ご挨拶を申し上げます。
物見課長	漁業管理課長物見でございます。第13期第1回道北連合海区漁業調整委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、時節柄何かとご多用のところ、ご出席をいただきお礼申し上げます。本年4月に、全国の海区漁業調整委員会の一斉改選が行われ、本道における10の海区漁業調整委員会において、新たな体制が発足したところであります。漁業法第147条第4項の規定に基づき設置されております、本連合海区漁業調整委員会もこのたび、

新たに関係海区漁業調整委員会から代表委員が選出され、本日、漁業法施行令の規定に基づき、知事が第1回委員会を招集させていただいたところであります。ご承知のとおり道北連合海区漁業調整委員会は、昭和53年に、日本海海域における各種漁業の漁業秩序の確立を目的として発足し、委員会指示の発動を行うなど、今日に至るまで、本道沿岸の漁業調整に大きく貢献してきたところであります。さて、近年、海面水温の極端な高温が続く海洋熱波をはじめとした気候変動等により、昨年は、秋サケの漁獲尾数が低迷したほか、コンブの漁獲量が初めて一万トンを超え、見込みであることに加え、ホタテ稚貝の採苗が不振となるなど、本道水産業にとって大変厳しい年となりました。こうした中、道では、水産業や林業・木材産業が抱える課題に対し一体的かつ効果的に対策を進めるため、昨年4月、新たに「森林海洋環境局」を創設するなど、組織機構を強化し、気候変動や成長産業化などの取組を進めているところですが、漁業生産の減少は、漁業者の経営はもとより、水産加工業など地域経済に極めて大きな影響を及ぼすことから、早期回復や安定化を図ることが喫緊の課題であり、海洋環境の変化に応じた対策をより一層進めていく必要があると考えているところです。本委員会におかれましては、漁業法の基本理念に即し、委員会の機能が十分発揮されますとともに、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げ、簡単ですが、開催にあたってのご挨拶といたします。本日は、よろしくお願いいたします。

池田主幹

本日は第1回の委員会ですので、委員の皆様をご紹介いたします。宗谷海区漁業調整委員会の奈良委員です。留萌海区漁業調整委員会の石田委員です。同じく相内委員です。本日はWEBでの参加となります石狩後志海区漁業調整委員会松尾委員です。同じく丹野委員です。

次に関係する海区漁業調整委員会事務局長を紹介します。宗谷海区漁業調整委員会の辻事務局長です。留萌海区漁業調整委員会の武田事務局長です。石狩後志海区漁業調整委員会中山事務局長です。

次に、水産林務部職員を紹介します。先程ご挨拶いただきました漁業管理課物見課長です。水産林務部漁業管理課の大津課長補佐です。同じく藤原係長です。本日の進行を務めさせていただきます、主幹の池田です。どうぞよろしくお願いいたします。

物見課長

本日の委員会は、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないことから、漁業法施行令第15条の規定により、知事が招集しておりますので、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

(異議なしの声)

物見課長	<p>皆様のご賛同を得ましたので、議事に入らせていただきます。</p> <p>それでは、初めに、出席人員の報告をいたします。委員定数9名中出席委員5名、欠席委員4名でありますので、本日の委員会は成立します。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。</p> <p>議案第1号「会長の選出について」、議案第2号「副会長の選出について」は、関連がありますので、一括上程いたします。議案について説明させます。</p>
池田主幹	<p>会長の選出につきましては、漁業法第139条第2項の規定により、委員が互選することとなっております。</p> <p>また、副会長の選出については、道北連合海区漁業調整委員会規程第2条の規定により、2名を置き、委員が互選することとなっております。</p>
物見課長	<p>互選の方法について、どのように取り計らいますか、お諮りします。</p>
相内委員	<p>選考委員会を設置して、選ぶことにしてはいかがでしょうか。なお、選考委員の数、指名は仮議長に一任します。</p>
物見課長	<p>ただいま、相内委員から提案がございましたが、御異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
物見課長	<p>それでは、そのように取り運びさせていただきます。選考委員長1名、選考委員2名の方を指名いたします。</p> <p>選考委員長に、相内委員、選考委員に、丹野委員、奈良委員にお願いします。</p> <p>選考委員の方は、別室で選考していただきます。その間、暫時休憩といたします。</p>
池田主幹	<p>選考委員の皆様は、選考委員会室へ移動をお願いします。</p>
物見課長	<p>委員会を再開します。選考結果を相内選考委員長から発表願います。</p>
相内委員	<p>選考委員会の結果を発表いたします。別室で慎重に協議選考した結果、会長に留萌海区の石田委員、副会長に石狩後志海区の松尾委員、宗谷海区の奈良委員、の3名を選考いたしましたのでご報告いたします。</p>
物見課長	<p>皆様の拍手をもってご承認をお願いします</p>
委員一同	<p>(拍手)</p>
物見課長	<p>会長及び副会長は、そのように決定します。以上で私に与えられました任務は終了しました。なお、この後は留萌海区に事務局をお願いして会議を進めてまいります。ご協力ありがとうございました。</p>
武田事務局長	<p>仮議長を務めていただきました、物見課長さんをはじめ、漁業管理課の皆さん、大変ありがとうございました。事務局の留萌海区、武田と申します。</p>

よろしくお願ひいたします。それでは、議長を交替して、只今より石田会長からご挨拶を頂き、議事を進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

石田 会長

会長の就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。本日は第1回の知事招集の委員会と云うことで、物見漁業管理課長さんの議長のもとで、ただ今、第13期の会長とのご指名を賜りました。微力とは存じますが、最善を尽して参りますので、行政をはじめ皆様方には、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。また、今期の委員改選で、石狩後志海区1名と、宗谷海区の1名、留萌海区の3名の委員が交代されました。副会長の松尾委員、奈良委員とともに、引続き尽力して参りますので、今後ともよろしくお願ひいたします。さて、近年の日本海海域を取り巻く状況は、ホッケ資源等の減少、トドなどの海獣類による漁業被害もあり漁業生産が低迷している地域も多く漁家経営は大きな影響を受けているところです。当委員会としても、日本海中部から北部海域の水産業の振興と発展に向けて、皆様とともに鋭意取り組んで参る所存でございます。最後になりますが、物見漁業管理課長さんをはじめ、多くの職員や委員の方々にも、大変お忙しい中ご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

武田事務局長

石田会長、ありがとうございました。それでは、石田会長の議長で、会議を進めて参りますので、会長よろしくお願ひいたします。

石田 会長

それでは報告事項に入る前に、本日の議事録署名委員について、委員会規程第六条により、私から指名いたします。奈良委員、相内委員よろしくお願ひいたします。報告事項の(1)「道北連合海区漁業調整委員会規程等について」報告を受けることと致します。事務局より説明願ひます

武田事務局長

(1)道北連合海区漁業調整委員会規程等についてを説明します。表紙をめくって頂き、1ページ目の委員会規程をご覧願ひます。第1条では、宗谷から石狩後志海区地先までの各種漁業との広域調整を設置目的として定めています。第2条では、構成員と委員定数、役員を定めています。以下、会長の職務、議事録など連合海区としての規程を定めておりますので、後ほどお目通し願ひます。次に、当委員会の個人情報保護に関する規程及び情報公開に関する規程を説明します。3ページから11ページまで添付しており、要綱及び様式については事務的な内容となっておりますので、添付を省略しております。概要としましては、当委員会が業務上管理する個人情報及び公文書については、委員会が制定した規程に基づき、適正に対応することとしております。なお、個人情報や情報公開に関する関係法令等の改正があった際は、当委員会の規程等も見直していくことを申し添えます。続きまして、道北連合海区漁業調整委員会指示の内容ですが、資料の12ページをご覧願ひます。令和7年2月20日に発動した道北連合海

区漁業調整委員会指示第1号ですが指示の目的は、前文と第1条に掲載しているとおり、宗谷管内、留萌管内及び石狩・後志管内の共同漁業権漁場区域内及び沖合の宗谷海域、留萌海域、石狩・後志海域並びに武蔵堆海域における、固定式刺し網漁業・流し網漁業及びはえなわ漁業の操業について漁業秩序の維持を図ることを目的としております。対象となる漁業は、固定式刺し網漁業では、かすべ、あんこう、さめ、そい・めばる固定式刺し網漁業及びその他の刺し網であります。漁業法に基づく、共同漁業権漁業、大臣許可漁業、知事許可漁業、他の委員会指示承認漁業は除かれております。資料にはありませんが、道北連合海区委員会と委員会指示の由来を若干ご説明いたします。①端緒は、昭和52年9月に、宗谷管内の関係沿岸漁協と機船組合が、宗谷海区委員会と知事に対し、当時、自由漁業の「さめ及びかすべ刺し網漁業」の操業規制を要請したのが始まりです。②背景には、200海里体制の定着に伴い、宗谷管内沖合の漁場の縮小がさけられない状況にあったことから、宗谷海区委員会が、道と協議の上、さめ及びかすべ刺し網漁業の委員会指示を発動し、宗谷管内沖合海域における沿岸漁業と沖合底びき網漁業との漁業調整を図ったもので、当初は単海区の指示でスタートしておりました。③翌、昭和53年に入り、道では、日本海中部と北部海域は、大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）、各種知事許可漁業、自由漁業が錯綜する海域であり、200海里時代の中で、日本海中部と北部海域での漁業秩序を確保する必要があると判断しまして、こんにちの道北連合海区が設立されました。④これを受けて、昭和53年6月8日に第1回委員会が開催され、固定式刺し網・流し網・はえなわを使用する漁業の委員会指示が発動されました。以後、毎年の委員会での審議・改正を経て現在に至っています。21ページの海域図をご覧ください。海域は、1～3の各地先と4～6の各沖合と7の武蔵堆及び特定海域の8つの海域に区分して管理しています。22ページの事務取扱要領の内容につきましては、事務的な取り扱いを定めたものですので、項目ごとの説明は省略させていただきます。後ほどお目通し頂きたいと思っております。なお、参考までに、令和6年度の委員会指示承認隻数を33ページに添付しております。本年の承認隻数及び令和6年度漁獲数量等の状況については、翌年2月頃に開催します本委員会にて、取りまとめ結果をご報告いたします。

石 田 会 長

ただいま、委員会規程等について説明がありましたが、大変膨大な資料でありますので、お持ち帰りになって、お目とおし頂くということで、よろしいですか。

委 員 一 同

(異議なしの声)

石 田 会 長

以上で予定していました議題等は全て終了しましたが、何かご意見、ご質問などありませんか

委員一同

(なしの声)

石田会長

特に意見等がないようですので、これを持ちまして委員会を終了します。今後とも皆様のご協力を頂きながら、努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

以上、委員会の顛末を記録した事実に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年5月27日

道北連合海区漁業調整委員会 会長 石田 和夫

議事録署名委員 奈良 満

議事録署名委員 相内 宏行